



JIPDECセミナー

「企業におけるカメラ画像利活用の際の実務ポイント」講演資料

講演資料01

「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付き カメラシステムの利用について」

本資料は、2023年5月26日（金）開催、JIPDECセミナーで配布した資料です。セミナーお申込み者様限定での配布となりますので、WEB、SNS等への掲載、転載はご遠慮ください。

また、本セミナー（資料）は、プライバシーマークの構築運用指針を解説するものではありません。

2023.05.26

犯罪予防や安全確保のための 顔識別機能付きカメラシステムの利用について

令和5年5月26日



本資料は、「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」の概要をまとめたものであり、より詳細な内容については、上記文書（URL:https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kaoshikibetsu_camera_system.pdf）をご確認ください。

個人情報とは

- この法律において「**個人情報**」とは、**生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。**
 - 一 **当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等…(中略)…により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）**
 - 二 **個人識別符号が含まれるもの**

(例)

氏名
山田 太郎

顔写真


住所
(氏名と組み合わせた場合)
東京都●●区▲▲町
山田太郎

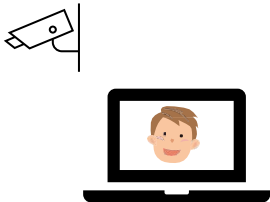
生年月日
(氏名と組み合わせた場合)
1980年●月▲日
山田太郎

(具体例)

履歴書

氏名	山田太郎
住所	東京都・・・



防犯カメラ映像


会員データ

会員番号	氏名	住所
1	山田太郎	大阪府・・・
2	山田次郎	大阪府・・・

※ 個人識別符号の例

顔特徴データ


指紋認識データ


旅券番号


運転免許証番号


マイナンバー (個人番号)


など

「個人識別符号」とは（法第2条第2項関係）

○「個人識別符号」は以下①②のいずれかに該当するものであり、政令・規則で個別に指定される。

① 身体的特徴等を電子計算機の用に供するために変換した符号

② 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

○「個人識別符号」に該当するものは、その情報単体でも個人情報に該当する。

（参考）個人識別符号に関する政令・規則の内容

① 身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号

➔ DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋

② サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号 ⇒ 公的な番号

➔ 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険者・被保険者番号等

（例）



など

個人情報保護法のルール概要

【個人情報】

生存する個人に関する情報で、
特定の個人を識別することができるもの
(例：顔画像、顔写真)

- ### ① 取得・利用に関するルール
- ・ 利用目的を特定して、その範囲内で利用する
 - ・ 利用目的を通知または公表する。
 - ・ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。
 - ・ 要配慮個人情報の取得は、原則として、あらかじめ本人から同意を得る。
 - ・ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用しない。
 - ・ 苦情等に適切・迅速に対応する。

検索性があるようにデータベース化していない防犯カメラ映像・顔特徴データ

【個人データ】

個人情報データベース等を構成する個人情報

→体系的に構成（分類・整理等）され、容易に検索できる個人情報

(例：顔画像を整理したデータベース内や照合用データベース内の1枚顔画像)

- ### ② 保管・管理に関するルール
- ・ データ内容を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは消去するように努める。
 - ・ 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
 - ・ 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。
 - ・ 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。

- ### ③ 第三者提供に関するルール
- ・ 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
 - ・ 外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。
 - ・ 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。

検索性があるようにデータベース化している防犯カメラ映像・顔特徴データ

【保有個人データ】

開示、訂正、利用停止、消去等の権限を有する個人データ

- ### ④ 公表事項・開示請求等への対応に関するルール
- ・ 事業者の名称や利用目的、開示等手続などについて事項を公表する。
 - ・ 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。

個人情報とは

- この法律において「**個人情報**」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等…(中略)…により**特定の個人を識別**することができるもの（**他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。**）
 - 二 **個人識別符号**が含まれるもの

データベースを下記のように作成する場合、特定の個人を識別することができる顔画像に付された発生日時や状況、特徴などの文字情報は、当該顔画像と合わせて全体として個人情報に該当する。

ID	顔画像	発生日時	状況	特徴
1		2021年 9月1日	ドアをこじ 開け立ち入 り禁止区域 に侵入した。	・ 男性 ・ スーツ ・ 40代
...	...	...	...	...

個人情報、個人データ等

1. 防犯カメラにより撮影した特定の個人を識別できる映像の場合

(1) 個人情報の取得に該当

※個人情報保護法上の利用目的の特定など必要。

※利用目的を特定していれば何でも認められるものではない（不適正利用、不適正取得など）。また、肖像権・プライバシーにも留意必要。

(2) データベース化されていなければ個人データではない。

※個人情報保護法上の第三者提供について原則本人の同意が必要なのは個人データ。

※第三者提供などについては肖像権・プライバシーに留意必要

2. 個人情報データベース等を構成する個人データの場合

(1) 防犯カメラによる録画映像を顔画像をもとにしてデータベース化

(2) 顔画像をもとにして照合用データベース化

→個人データとして、第三者提供、漏えい等の報告等については個人情報保護法の規定を遵守しなければならない。

「要配慮個人情報」とは（法第2条第3項関係）

○「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

1. **人種**： 人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。
2. **信条**： 個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含む。
3. **社会的身分**： ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位
4. **病歴**： 病気に罹患した経歴
5. **犯罪の経歴**： 前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実
6. **犯罪により害を被った事実**： 犯罪の被害を受けた事実
7. **その他政令で定めるもの**： 施行令・施行令に委任された施行規則で規定
 - ・ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること
 - ・ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果
 - ・ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
 - ・ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと
 - ・ 本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

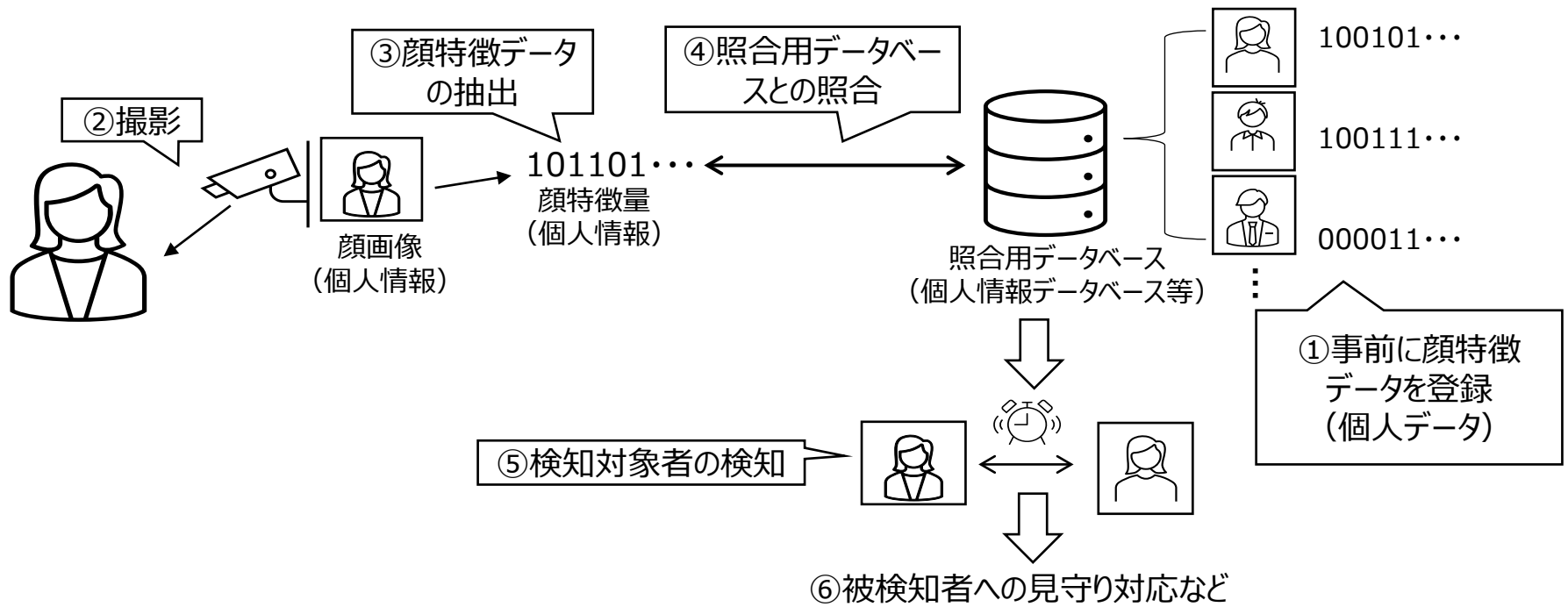
本文書について

- 個人情報保護委員会は、令和5年3月29日、「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」（以下「本文書」という。）をHPで公表した。
- 本文書は、個人情報保護委員会が令和4年1月に設置した「犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会」（座長：穴戸常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授）において8回の議論を行って報告書を取りまとめ、同報告書を当委員会で審議して公表されたものである。
- 本文書は、顔識別機能付きカメラシステムを導入する際の留意する点等として、以下の3点を柱として整理をしている。
 - ① 肖像権・プライバシーに関する留意点
 - ② 顔識別機能付きカメラシステムを利用する際の個人情報保護法上の留意点
 - ③ 事業者の自主的な取組として考えられる事項

I . 本文書的前提となる知識

顔識別機能付きカメラシステムについて

- 本文書が前提とする「顔識別機能付きカメラシステム」は、以下の仕組みを持つシステムである。



- ① 検知対象者を定め、事前にその者の顔画像から顔特徴データを抽出し、照合用データベースに登録
- ② 検知したい場所にカメラを設置し、通行者等を撮影
- ③ 撮影された顔画像から顔特徴データを抽出
- ④ 上記③で抽出した顔特徴データを、照合用データベースに登録された顔特徴データと照合
- ⑤ 上記③で抽出した顔特徴データと同一人物である可能性が高い顔特徴データが照合用データベースに登録されていた場合にシステムが検知（アラート通知等）

顔識別機能付きカメラシステムの利点・懸念点

- 顔識別機能付きカメラシステムは、以下の利点と懸念点があるため、本文書において留意点等を整理

利点

a. 犯罪予防や安全確保に高い効果を有し得る。

- ✓ 顔特徴データは不変性が高いため、体格や服装を手がかりにするよりも高い精度で検知・追跡を行うことができる。
- ✓ 検知された者に対する警備を行うことで、犯罪の発生を防止できる蓋然性が高まる。
- ✓ 犯罪の被疑者や行方不明者等の検知対象者と複数の顔識別機能付きカメラシステムに映った者を照合することで、迅速に検知対象者を発見することができ、更なる犯罪の発生の防止や、行方不明者の早期発見が可能となる。

懸念点

a. 不変性と追跡性（長期、広範囲にわたる個人の行動の追跡が可能）

b. 自動的、無差別かつ大量の取得

- ✓ 撮影範囲に入ったすべての者について、顔画像を自動的・無差別かつ大量に取得可能（被撮影者が顔識別機能付きカメラシステムで取り扱われるかを選択できない。）。

c. 利用目的の予測困難性

- ✓ 被撮影者が、カメラの外観から、顔特徴データが取得されていること、他のデータベースとの照合の有無、こういった分析がされているか認識することが困難。

d. 差別的効果

- ✓ 照合用データベースの作成（どのような登録基準に基づいて登録するか。）において、特定の属性の者への偏見や差別が含まれる等のおそれ。

e. 行動の萎縮効果

- ✓ 本人にとって個人情報への取扱いが明確でないことにより、行動に対する萎縮効果が生じ得る。

Ⅱ．本文書の構成等

本文書の構成

第1章 本文書の背景

- 顔識別機能付きカメラシステムを巡る国内動向/本文書の対象範囲/本文書の位置づけ

第2章 用語の定義

第3章 顔識別機能付きカメラシステムについて

- 顔識別機能付きカメラシステムの仕組み/他の映像分析技術・防犯システム/顔識別機能付きカメラシステムの利点・懸念点 等

第4章 肖像権・プライバシーに関する留意点

- カメラ撮影における肖像権・プライバシー侵害を争点とする裁判例の紹介/不法行為法の成否と個人情報保護法の関係

第5章 顔識別機能付きカメラシステムを利用する際の個人情報保護法上の留意点

- 個人データ該当性/利用目的の特定/施設内やWebサイトでの掲示/運用基準の在り方/他の事業者への提供/開示等の請求への対応 等

第6章 事業者の自主的な取組として考えられる事項

- 実現しようとする内容の明確化・適切な手段の選択/導入前の影響評価/被撮影者への十分な説明/他の事業者との連携/導入後の検証

本文書の対象範囲

- 本文書は、以下のいずれの条件も満たす場合を対象範囲としている。

取り扱う 個人情報	顔識別機能付きカメラシステムにおいて、顔画像及び 顔特徴データが用いられる 場合を中心とする。
空間的範囲	a. 顔識別機能付きカメラシステムにより顔画像を取り扱うことについて事前に本人の同意を得ることが困難な、不特定多数の者が出入りする大規模な空間 ➤ 駅、空港等の不特定多数の者が出入りする大規模な施設が想定される。 b. 特定の地域内の複数の事業者や一事業者内の複数事業所で顔画像及び顔特徴データを共有する場合等、一つ一つの空間は小規模であっても、当該顔画像及び顔特徴データの取扱状況を全体的に見れば、aでの取扱いと同視できる場合
目的	犯罪予防や安全確保 （行方不明者等の搜索等）のため。
主体的範囲	個人情報取扱事業者 を中心とする。 ➤ 交通機関等を運営する地方公共団体のように、個人情報取扱事業者と同様のサービスを提供している主体においても参考にできる。

Ⅲ. 肖像権・プライバシーに関する留意点

肖像権・プライバシー侵害の観点からの留意点①

- 本文書では、最判平成17年11月10日を基に、肖像権やプライバシー侵害について争われた際の基準や考慮要素を整理し、顔識別機能付きカメラシステムの利用についての注意点を指摘している。

最判平成17年11月10日民集59巻9号2428頁（抜粋）

人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有する…もつとも、人の容ぼう等の撮影が正当な取材行為等として許されるべき場合もあるのであって、ある者の容ぼう等をその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。

「社会生活上の受忍限度」を超えるかの考慮要素として、上記判例にある①被撮影者の社会的地位、②撮影された被撮影者の活動内容、③撮影の場所（範囲）、④撮影の目的、⑤撮影の態様、⑥撮影の必要性に加えて、⑦撮影された画像の管理方法の7つの要素がこれまでの判例・裁判例で示されてきたことを整理。



顔識別機能付きカメラシステムの利用にあたっては、肖像権・プライバシー侵害とならないように、判例・裁判例において考慮されてきた上記①～⑦等の要素に十分注意する必要がある。

（顔識別機能付きカメラシステムを犯罪予防や安全確保のために利用する場合についての裁判例は、現在のところ見当たらない。）

肖像権・プライバシー侵害の観点からの留意点①

③東京地判平成18年3月31日判タ1209号60頁

【事案の概要】

Yがビデオ店の防犯カメラに映ったタレントXの写真を週刊誌に掲載したため(ビデオ店からYにカメラの画像の提供がなされた)、Xが損害賠償を請求した。

【判旨】

平成17年判決と同様の枠組み(被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して)を示したうえで、「掲載された写真自体からはその被写体である人物の容ぼう等が肖像権侵害を訴えている当該個人の容ぼう等であることが明らかでない場合であっても、写真の説明文と併せ読むことによって読者が当該個人である旨特定できると判断される場合や読者が当該個人であると考えられる場合には、撮影により直接肖像権が侵害されたとはいえないものの、当該個人が被写体である人物本人であったか否かにかかわらず、当該個人が公表によって羞恥、困惑などの不快な感情を強いられ、精神的平穏が害されることに変わりはないといふべきであるから、やはり撮影により直接肖像権が侵害された場合と同様にその人格的利益を侵害するというべきである」とした。その上で、本件ビデオ店の店内に設置された防犯カメラによって撮影された映像が週刊誌に掲載されるであろうことについては、Xは到底予想しうるものとは言いがたいこと等を指摘して、上記の人格的利益の侵害を認めた。

なお、防犯カメラを設置して入店者を撮影することが正当化されるのは、「店舗内での犯罪発生を事前に防止し又は事後的に犯罪解明等を容易にするためという防犯目的に限られる」と指摘した上で、被告の行為(マスコミが防犯カメラの目的外利用にあたることを認識しながら、その撮影画像を記事に用いる)は、目的外利用をすることを助長及び促進することから、悪質であると指摘している。

⑥東京地判平成22年9月27日判タ1343号153頁

【事案の概要】

Xが、コンビニの監視カメラにおいて原告を撮影した行為及び原告が映っている映像を報道機関に提供した行為が、肖像権・プライバシー権を侵害したとして損害賠償を求めた。

【判旨】

平成17年の枠組みを示したうえで、「本件監視カメラは、本件店舗を訪れた客の個別的承諾を得ることなく、商品を選定したり、これを購入する姿を無差別に撮影するものであり、客の人格的利益及びプライバシー権が侵害されるおそれを内包するものであるといえることができるから、本件監視カメラによる撮影、撮影画像の提供による公表等が不法行為法上違法といえるか否かは、撮影の目的、撮影の必要性、撮影の方法及び撮影された画像の管理方法並びに提供の目的、提供の必要性及び提供の方法等諸般の事情を総合考慮して、上記姿を撮影され撮影に係る画像を公表等されない利益と上記姿を撮影し撮影に係る画像を公表等する利益とを比較衡量して、上記人格的利益及びプライバシー権の侵害が社会生活上受忍限度を超えるものかどうかを基準にして決すべきである」とし、本件店舗における万引きの発生件数や、コンビニにおける犯罪の発生の状況等を指摘したうえで、撮影の目的が、万引きや強盗等の犯罪の発生に対処するとともに、本件監視カメラが作動していることを知らせることによる犯罪の発生予防であること、本件監視カメラが、固定されたものであり、特定の顧客を追跡して撮影することはないこと、本件店舗の内外に10か所程度、監視カメラが作動中である旨の張り紙をしている上、本件監視カメラのほとんどを客から見えるような位置に設けていること、本件監視カメラにより撮影された画像は1か月間程度保存され、その後は自動的に上書きされることとなっており、これにより撮影された映像は自動的に抹消されること、従業員が本件監視カメラの映像を録画媒体に記憶させた上、店外に持ち出すことは事実上不可能な状況にあること、等から、撮影の不法行為への該当性は否定した。

そのうえで、動画ファイルの提供については、カメラの設置目的と直接関連性は有しないものの、万引きの増加という社会問題に警鐘をならす番組制作のために提供する点で公益目的があるし、カメラ設置目的に間接的に沿うものであること、本件動画ファイルの提供の方法も相当であった等として、この点も侵害を否定した。

肖像権・プライバシー侵害の観点からの留意点①

「社会生活上の受忍限度」を超えるかの考慮要素	「社会生活上の受忍限度」を超えるかの判断において、考慮されている事実
①被撮影者の社会的地位 ②撮影された被撮影者の活動内容	● 写真撮影当時の社会的地位や活動内容
③撮影の場所（範囲）	● 撮影範囲にどこまで含まれるのか ● 目的に照らして撮影範囲は問題のない範囲か
④撮影の目的	● 特定の者の行動を監視する目的か、犯罪防止・迷惑行為防止の目的か
⑤撮影の態様	● カメラの機能（固定され特定の者を追跡して撮影する機能があるか等） ● カメラが作動中である旨の周知をしているか ● カメラが被撮影者から見える状態であったり、カメラが設置されていることがわかる状態であるか
⑥撮影の必要性	● （防犯行為・迷惑行為防止の場合）カメラ設置場所での犯罪行為の発生状況 ● カメラ設置の目的を達成するための代替手段の有無
⑦撮影された画像の管理方法	● 保存期間の長さ（例：90時間、2週間、1ヶ月、45日間等） ● 撮影された画像を閲覧できる者が限定されているか ● 撮影された画像を他の媒体に保存して持ち出すことができないようにされているか

肖像権・プライバシー侵害の観点からの留意点②

- 本文書では、不法行為の成否を評価するに当たり考慮される要素（前ページの①～⑦の要素等）については、個人情報保護法の不適正利用の禁止（法19条）、適正取得（法20条1項）の解釈においても考慮すべきであると指摘している。

＜前ページの①～⑦の要素＞

①被撮影者の社会的地位、②撮影された被撮影者の活動内容、③撮影の場所（範囲）、④撮影の目的、⑤撮影の態様、⑥撮影の必要性、⑦撮影された画像の管理方法

（不適正な利用の禁止）

第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

IV. 顔識別機能付きカメラシステムを利用する 際の個人情報保護法上の留意点

基本的な考え方

- 新技術の利活用を行うためには、社会からの理解を得ることが重要
 - 個人情報保護法に基づく義務を履行するのみならず、自ら情報発信して透明性を確保することが重要
- 透明性を確保することの意義
 - a. 被撮影者の過大な不安を誘発せず、理解や安心を得ること
 - b. 事業者が自らの個人情報の取扱いについて精査し、その適正さを検証する機会になること
 - c. 被撮影者が自らの個人情報の取り扱い方を知り、開示等の請求や問合せをしたり、事業者が取組についての社会的評価を受けたりする契機になり、それらを通じてより適正な個人情報の取扱いが図られること
- 上記透明性を確保することの意義を踏まえ、単に本文書に記載した対応をそのまま実施したり、類似事例と同様の対応をするのではなく、個別具体的な事案に応じて透明性の確保や適正な運用のために必要な措置を講ずることが重要

利用目的の特定、通知・公表

- 顔識別機能付きカメラシステムを利用する場合には、①利用目的の特定（法17条1項）、②利用目的の通知・公表（法21条）をしなければならない。
- 利用目的の特定については、**（ i ） 防止したい事項等 （ ii ） 顔識別機能を用いていること**の 2 点から特定を行わなければならない。
 - 防止したい事項については、少なくとも「犯罪予防」、「行方不明者の捜索」等としなければならない。
 - 例示として具体的な犯罪行為等の類型（テロ防止、万引防止等）を示すことも考えられる。

	顔識別機能付きカメラシステムの場合	従来型の防犯カメラの場合（参考）
利用目的の特定	防止したい事項 + 顔識別機能付きカメラシステムを用いていること （例：「顔識別機能付き防犯カメラを利用したテロ防止、万引防止等」）	防止したい事項 （例：「テロ防止、万引防止等」）
利用目的の通知・公表	通知・公表をしなければならない（法21条4項4号には該当しない）	設置状況等から利用目的が防犯目的であることが明らかである場合には、通知・公表は不要（法21条4項4号）

施設内・Webサイト等での掲示

- 個人情報保護法で義務づけられている利用目的の通知・公表に加えて、**本人からの理解を得るためにも、施設内での掲示やWebサイト等での掲示も行うことが望ましい。**

個人情報保護法の義務

- カメラにより自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能と言えない場合には、容易に認識可能とする措置（カメラ作動中の掲示等）を講じなければならない（法20条）。
 - ※ カメラの設置状況等により、カメラにより自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能であっても、カメラ作動中の掲示等を行うことが望ましい（Q1-14）。従来型防犯カメラの場合も同様（Q1-13）。
- 利用目的を通知・公表しなければならない（法21条、前ページ参照）。
- 保有個人データの公表等をしなければならない（法32条）。

望ましい対応

- 施設内（人が出入りする際に目に付きやすい出入口等）での掲示
 - 被撮影者が特に認識しておくべき重要な事項を掲示
- Webサイト等での掲示
 - 詳細な情報を掲示

※ 施設内やWebサイト等の掲示は、利用目的の通知・公表や保有個人データの公表等を兼ねることもできる。²³

具体的な揭示例

	揭示事項例
施設内	・システムの運用主体 ・システムで取り扱われる個人情報の利用目的 ・問合せ先 ・WebサイトのURL及びQRコード等
Webサイト等	・システムを導入する必要性 ・システムの仕組み ・システムで取り扱われる個人情報の利用目的 ・運用基準（登録基準、登録される情報の取得元、誤登録防止措置、保存期間等） ・他の事業者への提供（委託、共同利用等） ・安全管理措置 ・開示等の請求の手続、苦情申出先等

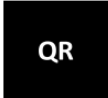
（施設内での揭示例）

顔 識 別 機 能 付 き
カ メ ラ シ ス テ ム
作 動 中

顔識別機能付き
カメラシステムが
作動していることが
一見してわかるような
カメラ等のアイコン

犯罪予防のために顔識別機能付きカメラシステムを利用しています。
※取得した顔画像及びそこから抽出した顔特徴データについて、必要最小限の範囲内において、当社の照合用データベースに登録して利用します。

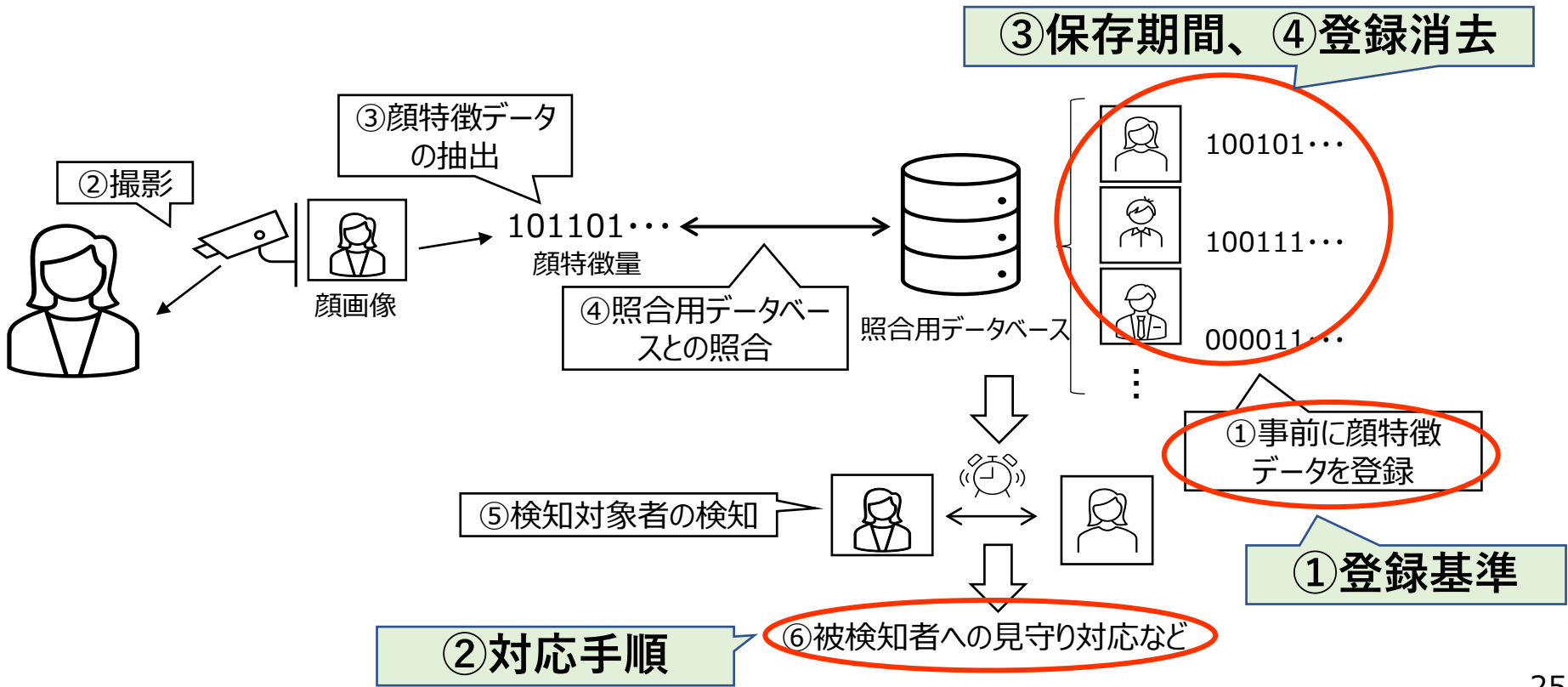
本件についての詳細は下記URL又はQRコードから当社ウェブサイトをご覧ください。
<https://△◇○△.com>



お問合せ先 〇〇株式会社お客様ご相談窓口
〇〇〇@△△△

運用基準①（概要）

- システムの運用に先立ち**明確な運用基準**（①登録基準、②対応手順、③保存期間、④登録消去）**を定め**、当該**運用基準に従って運用**することで、個人データを正確かつ最新の内容に保ち、利用する必要がなくなった個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない（法22条）。
- 運用基準を作成するに当たっての有識者等の意見聴取、運用基準の公表（利用目的の達成を妨げない範囲で）も望ましい。



運用基準②（登録基準）

- 登録基準は、当該**利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報登録されることのないような登録基準としなければならない**（法18条1項）。
- 登録基準については、作成した後の検証も望ましい。

個人情報保護法の義務

- 防止しようする犯罪行為等をあらかじめ明確にし、当該行為の性質に応じ、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報登録されることのないような登録基準としなければならない（法18条1項）。



犯罪行為等の防止を目的とするとき、以下の対応が望ましい。

- ① 登録対象者を当該犯罪行為等を行う蓋然性が高い者に厳格に限定するような登録基準とする。
- ② 登録基準に該当するとして登録する際にも、その者が、当該犯罪行為等を行う蓋然性があるかを厳格に判断する。

望ましい対応

- 不当な差別的取扱いが生じた場合には、登録基準に差別的な取扱いを生じさせる原因がないかを検証（法19条にも留意）
- 利用目的との関係で本来登録する必要がない者の登録が生じた場合、その原因が登録基準にないかを検証

運用基準③（対応手順）

- 検知対象者が検知された場合の適切な対応方法についての手順を定める等、適切な運用が望ましい。

望ましい対応

- 検知対象者が検知された場合の適切な対応方法について手順を定め、当該手順に従って対応を行う体制を整備しておく。
 - 対応手順は、顔識別機能付きカメラシステムの利用により実現しようとする目的に対する警戒段階に応じ、複数作成しておくことも考えられる。
例：テロ防止を目的とする場合、大規模イベントや外国の要人が来日する等の強い警戒が必要と考えられる場合と、平時でそれぞれ対応手順を作成しておく。
- 顔識別機能付きカメラシステムは、あくまでも被撮影者と検知対象者の同一性を推測するものであることから、被検知者が本当に検知対象者であるかを、システムだけでなく目視により確認するなど、慎重な対応をする。

運用基準④（保存期間）

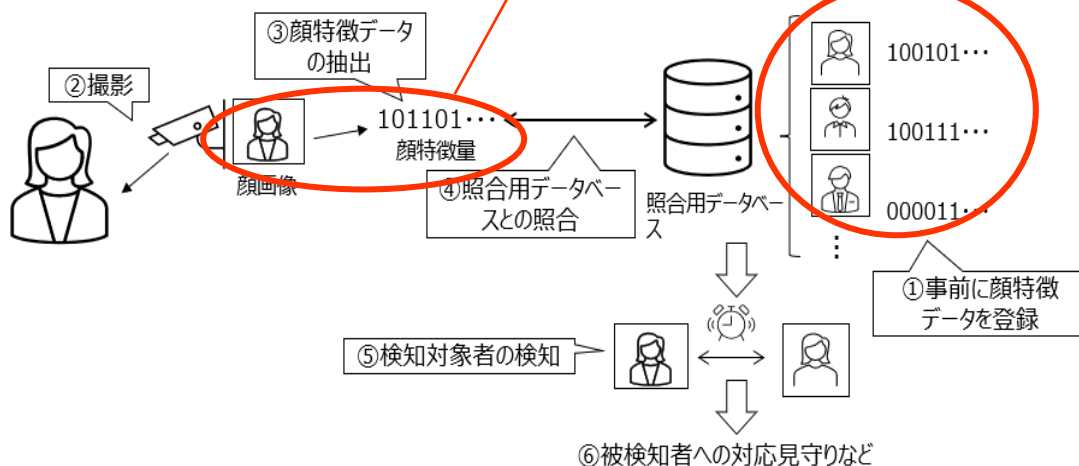
- 顔識別機能付きカメラシステムで取り扱う個人データについては、利用の必要性を考慮して保存期間を設定し、利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するよう努めなければならない（法22条）。

個人情報保護法の義務

- 利用の必要性を考慮して保存期間を設定し、個人データを利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するよう努めなければならない（法22条）。

検知対象者でない者の顔画像及び顔特徴データは、利用する必要がないと考えられるため、**遅滞なく消去**するよう努めなければならない。

保存期間の設定にあたっては、**対象とする犯罪行為等の再犯傾向**や登録対象者が**再来訪するまでの一般的に想定される期間**等を考慮することが考えられる。



運用基準⑤（登録消去）

- 保管期間満了時の対応、保存期間中における登録要件の喪失への対応、登録されたデータの検証について、それぞれ留意する点がある。

個人情報保護法の義務

- 保存期間満了後に遅滞なく消去することを原則とし、保存期間を延長する場合は利用する必要がある期間の範囲内に限るよう努めなければならない（法22条）。
- 保存期間中であっても、以下の2点を行って、登録要件が喪失した場合には、当該登録情報は遅滞なく消去されるよう努めなければならない（法22条）。
 - 登録消去の基準を設定
 - 登録要件を喪失した情報を遅滞なく消去するための体制を整備

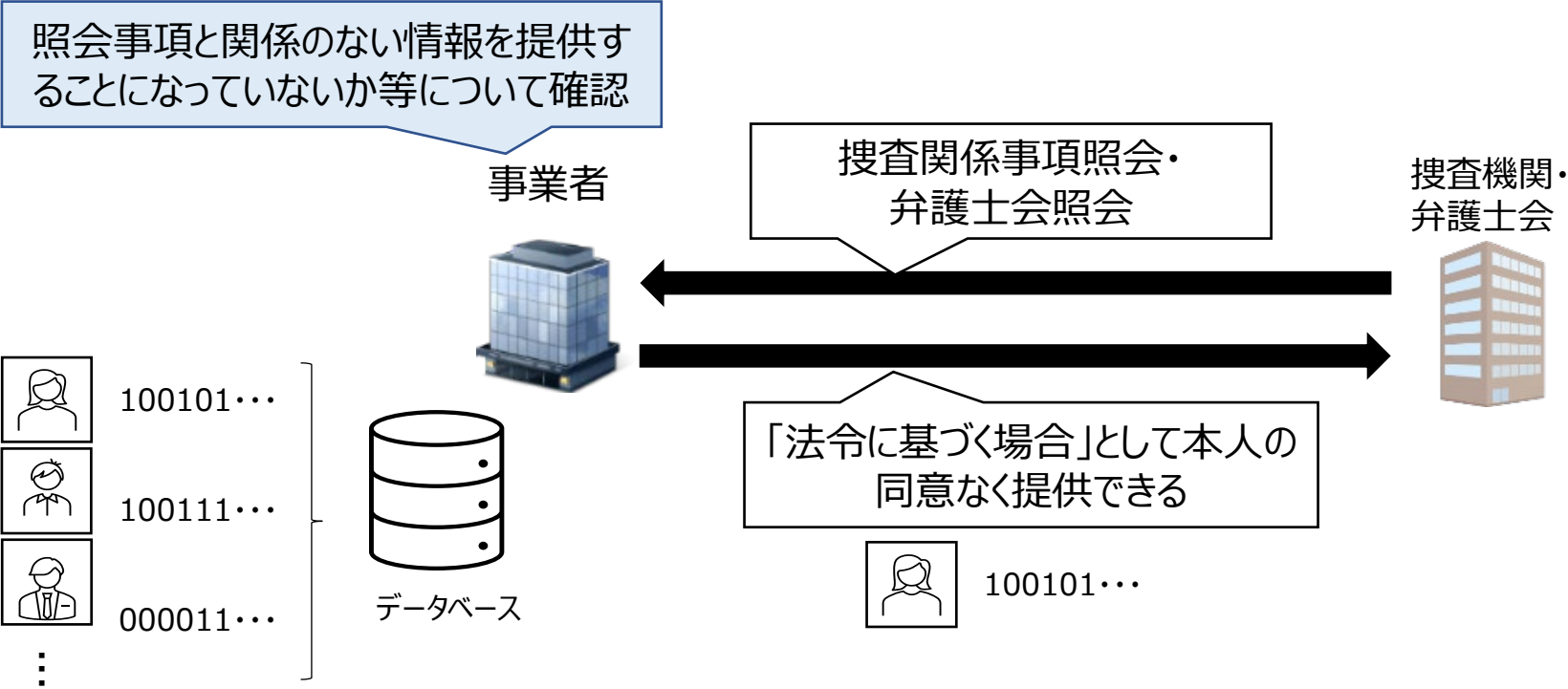
望ましい対応

- 登録要件に関する情報が最新のものになっていることを担保できる仕組みの整備
※ある施設において犯罪行為を行った疑いで刑事手続を受けた者を登録要件とする場合において、当該登録者が犯罪行為を行ったとはいえないと判断されたときは、登録要件は喪失していることとなるため、そのような登録要件に係る最新情報を収集する仕組みを担保することが望ましい。
- 一定の期間ごとに、保存期間が満了した情報や登録要件を喪失した情報や誤登録された情報の消去が完了しているか等の検証

他の事業者等に対する個人データの提供①

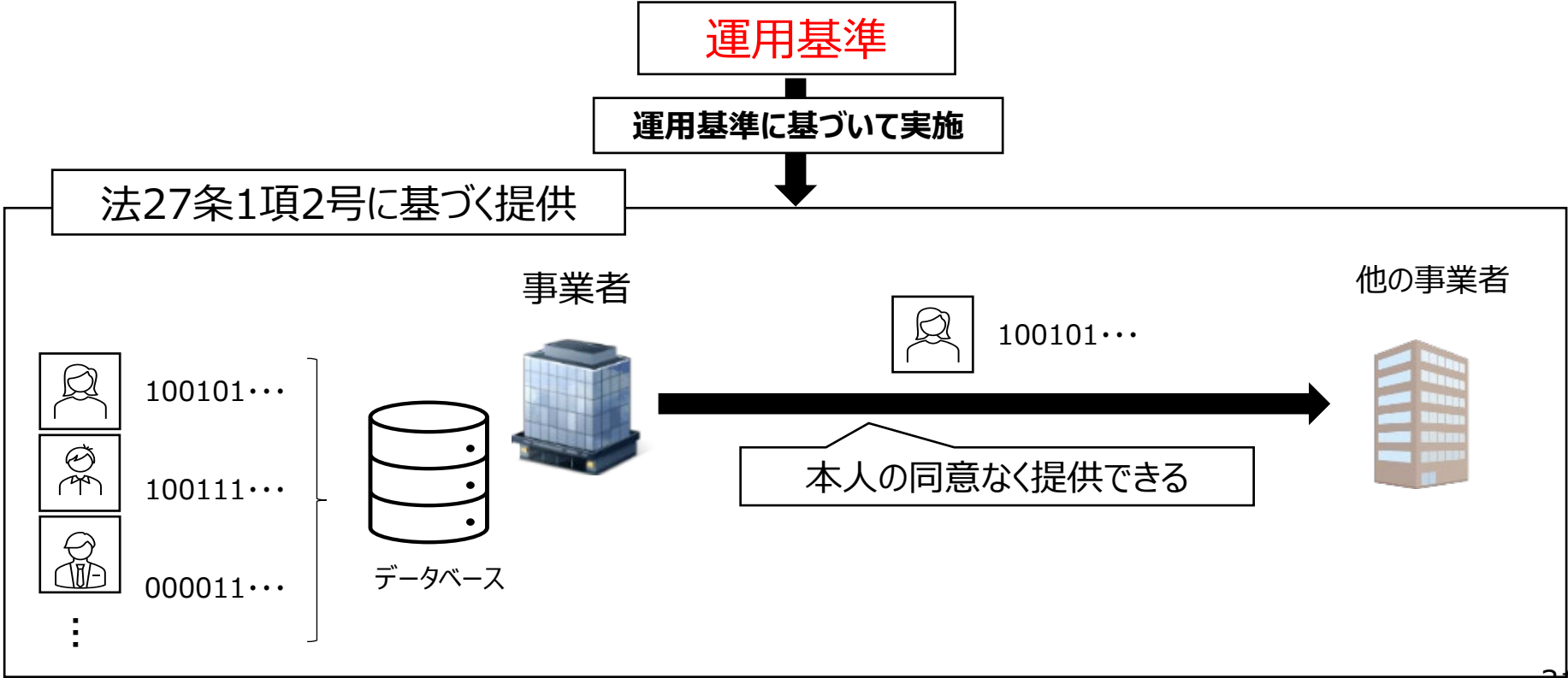
- 顔特徴データ等の個人データを第三者に提供する場合には、法27条 1 項各号や同条 5 項によることが多いと考えられるが、**その該当性や、個人データを提供する必要性の有無については慎重な判断を要する。**

提供の根拠	重要な対応
法令に基づく場合 (法27条1項1号)	<u>照会事項と関係のない情報を提供することになっていないか等</u> について確認を行うことが重要。



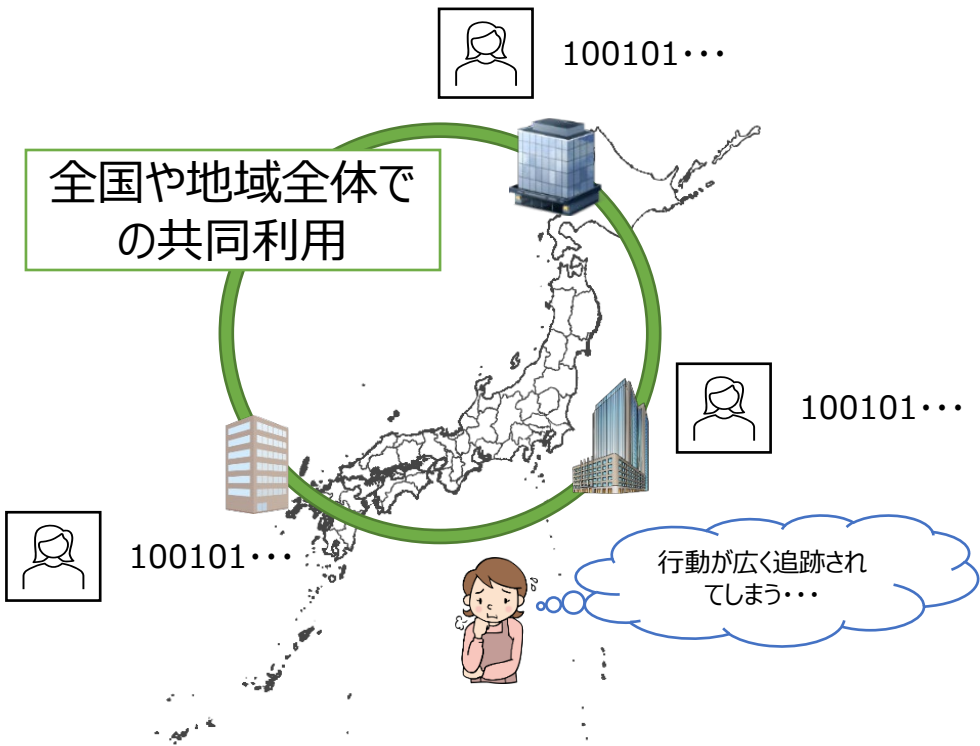
他の事業者等に対する個人データの提供②

提供の根拠	望ましい対応
人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であり、本人の同意を得ることが困難であるとき (法27条 1 項 2 号)	あらかじめ、本号に基づく顔特徴データの提供が想定されている場合は、具体的にどのような場合に本号を根拠に情報提供するかについて、 <u>事業者間で運用基準を定めておくことにより、恣意的な判断がなされないようにする</u> ことが望ましい。

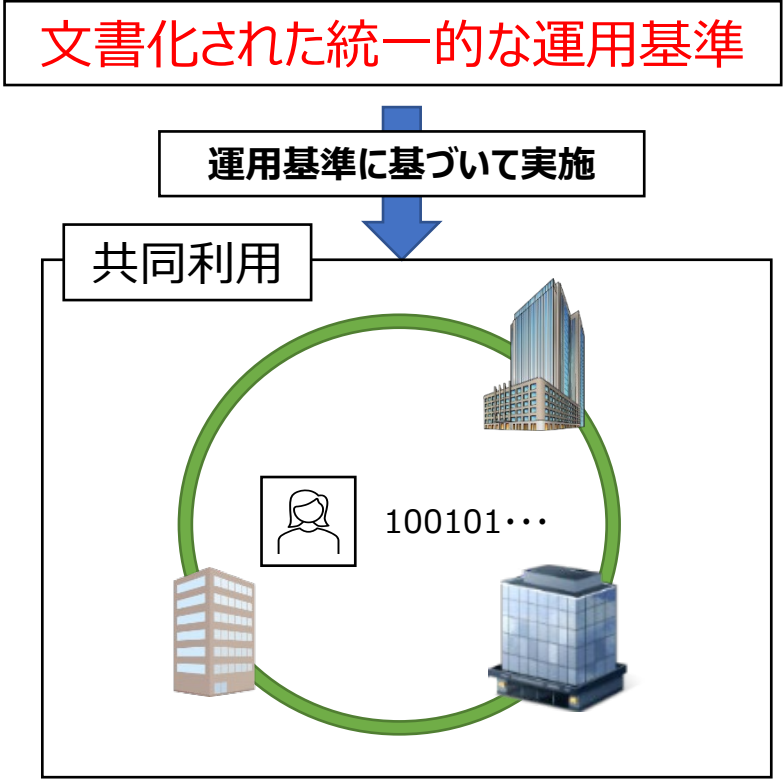


他の事業者等に対する個人データの提供③

提供の根拠	望ましい対応
共同利用 (法27条 5項3号)	● 共同利用する者の範囲は、その範囲を同一業種内に限定したとしても、<u>全国や、ある地域全体といった広い範囲で共同利用することが安易に認められるものではない。</u> ● どの事業者においても同様の対応を行うことができる<u>文書化された統一的な運用基準</u>を作成し、<u>登録情報などを含めて適切に管理</u>することが望ましい。



安易には認められない



開示等の請求への対応

- 保有個人データの開示等の請求を受けたときは、法に従って対応しなければならない（法33条～法40条）。
- 法令上対応する義務がない問合せについても、できる限り丁寧に対応していくことが重要である。

個人情報保護法の義務

- 保有個人データの開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の請求を受けたときは、個人情報保護法に従って対応（法33条～法40条）。

施行令5条は、以下の場合を保有個人データの例外として規定

- ✓ 「当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの」（施行令5条1号）
- ✓ 「当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの」（施行令5条2号） 等

※ 上記は例外的な場合であるため、これに該当するかは慎重な判断を要する。

重要な対応

- 法令上の開示等の請求に該当しないような法令上対応する義務がない問合せについても、信頼醸成の観点から、できる限り丁寧に対応していくことが重要。

(参考) 委託

- 施設運営事業者が、本システムの導入を決定した上で、警備会社等にカメラ画像の分析やシステムの運用等、個人データの取扱いの委託をすることが想定される。

対応事項	委託の場合の考え方（法25条、法27条5項1号）	
施設内での 掲示事項例	運用主体	委託元である施設運営事業者
	利用目的	委託の有無にかかわらず記載内容は同様
	問合せ先	本システムについて実質的に応答できる者。委託先を問合せ先とする場合、本システムの運用の委託を受けていることを明らかにすることが望ましい。
	Webサイト等のURL及びQRコード等	委託元である施設運営事業者のWebサイト等が望ましい。
運用基準の作成	委託元である施設運営事業者が最終的に確認して責任を持たなければならない。	
安全管理措置	委託元は委託先の監督義務がある（法25条）。従来型防犯カメラとは異なる性質を有する個人データを取り扱っており、固有の留意事項があることを委託先と共有して、委託先に対する監督を行わなければならない。	
漏えい等報告	● 報告対象事態（法26条、規則7条）が生じた場合は、原則として、漏えい等の概要等を個人情報保護委員会に対して報告するとともに、本人に通知しなければならない。 ● 委託先は委託元に規則8条1項で定める事項を通知すれば、報告義務及び通知義務は免除。委託元は、通知の有無にかかわらず、報告義務及び通知義務がある。 ● 本人通知については、漏えい等した保有する個人データに本人の連絡先が含まれていない等、本人への通知が困難である場合は、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講ずることによる対応が認められる。	
開示等請求	開示等の請求に応じる権限は施設運営事業者が有していると考えられ、この場合には、施設運営事業者が開示等の請求に応じなければならない。	

V. 事業者の自主的な取組として考えられる 事項

事業者の自主的な取組として考えられる事項

a. 実現しようとする内容の明確化・適切な手段の選択

b. 導入前の影響評価

- ✓ PIA（個人情報保護評価・プライバシー影響評価）の実施
- ✓ 一定期間を設けた試験的实施
- ✓ 新規性のある事案における第三者委員会の設置

c. 被撮影者への十分な説明

- ✓ 試験的实施の際や本格的な利用開始前からの広報

d. 他の事業者との連携

- ✓ 本システムの必要性や有用性の広報
- ✓ 導入事例の情報交換を行い知見を集積し、個々の事業者の取組の改善
- ✓ 認定個人情報保護団体制度の活用

e. 導入後の検証

- ✓ 本システムの運用担当者以外の者による内部監査
- ✓ 新規性がある事案における第三者委員会の設置、透明性レポートの作成・公表

実現しようとする内容の明確化・適切な手段の選択

- 犯罪予防や安全確保のための方策を選定するに当たっては、**実現しようとする内容を明確にして検討し、その内容に照らして必要かつ適切な手段を選択すること**が重要
 - a. **実現しようとする内容の明確化**
 - 抽象的に「犯罪予防」とするのではなく、具体的に特定することが望ましい。
 - 例えば、常習性の高い犯罪と、常習性は低いが甚大な被害が予想される犯罪では、その予防のために用いるべき手段も異なり得る。
 - b. **重大性・緊急性の検討**
 - 実現しようとする内容で明確にした予防したい犯罪等の、当該施設や類似施設における発生実態（発生事実・可能性の有無、発生頻度、犯罪の態様）や被害が生じた場合の大きさ等の観点から重大性や緊急性を検討する。
 - c. **有効な手段の検討**
 - 実現しようとする内容や重大性・緊急性に照らして有効な手段をリストアップする。
 - d. **適切な手段の選択**
 - cでリストアップした手段の中から、実現しようとする内容を十分に実現でき、かつ個人の権利利益をより侵害しない適切な手段を選択する。

(参考) 顔識別機能付きカメラシステムの検討の観点リスト

システム導入前	確認欄	対応事項	関連条文	関連箇所
	適切な手段の検討			
		顔識別機能付きカメラシステムを導入して実現しようとする内容を明確にし、適切な手段であるかの検討	望ましい対応	第6章 1
	利用目的の特定			
		利用目的の特定	§17 I	第5章 2 (1)
	運用基準			
		登録基準の作成	§18 I	第5章 3 (1)
		・利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報登録されることのないような基準か		
		・差別的取扱いを誘発する基準でないか	§19	第5章 3 (1)
		対応手順の作成	§22参照	第5章 3 (2)
		保存期間の定め	§22 (努力義務)	第5章 3 (3)
		登録消去の基準の定め		第5章 3 (4)イ
		運用基準に従った対応が行われる体制の整備	§22、§23参照	第5章 3
	情報共有について			
		(§27 I ②、③に基づき個人データの提供を行うことがあらかじめ想定されている場合) 情報提供の運用基準を定めること	望ましい対応	第5章 5 (2)
		(登録情報を共有する場合) 共有する範囲が利用目的の達成に照らして真に必要な範囲であることかの検討	§27 V ③参照	第5章 5 (4)
	安全管理措置			
		安全管理措置を実施	§23	第5章 4
	開示等の請求			
		開示等の請求等への対応窓口の設置、対応体制の整備	§22(努力義務)、 §33～§40参照	第5章 6 (3)
	その他			
		肖像権・プライバシー侵害の成否において考慮される要素からの検討	§19、§20 I 参照	第4章、 第5章 2 (3)ウ
		影響評価の実施	望ましい対応	第6章 2
		被撮影者への十分な説明	望ましい対応	第6章 3

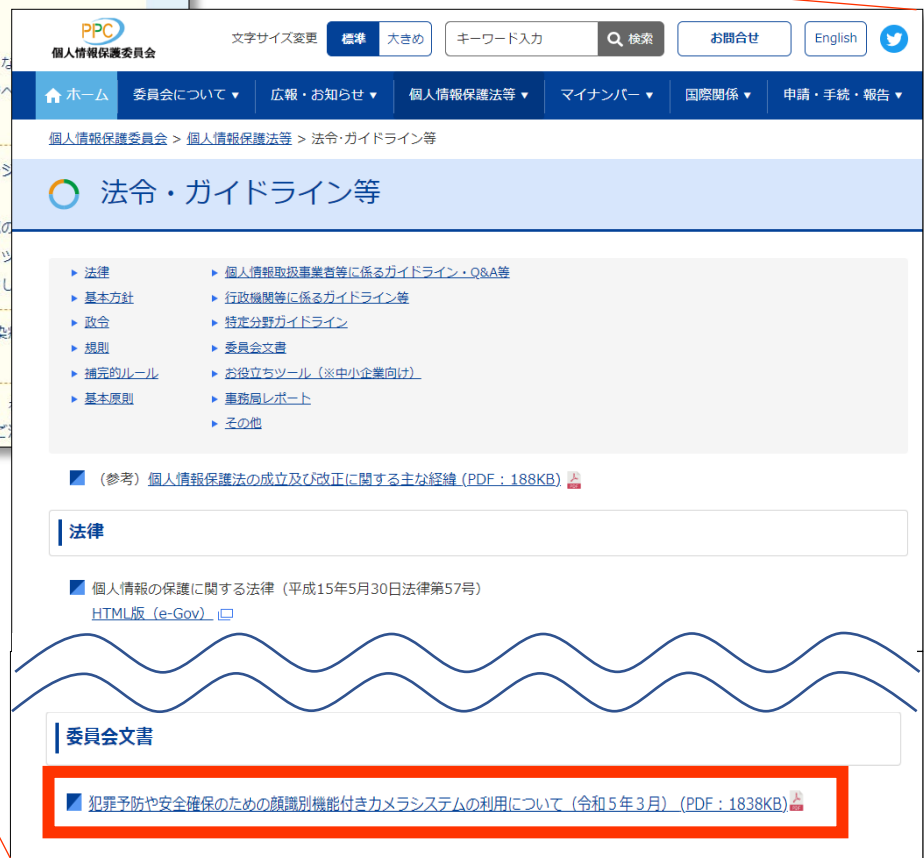
(参考) 顔識別機能付きカメラシステムの検討の観点リスト

	確認欄	対応事項	根拠条文	関連箇所
システム導入時	利用目的等の通知公表等			
		カメラにより個人情報取得していることの掲示又はカメラが作動していることが外観から明らかになっている	§20 I	第5章 2 (3)ア
		施設内に以下の事項の掲示を行った	望ましい対応	第5章 2 (2)ア
		・顔識別機能付きカメラシステムの運用主体		
		・個人情報の利用目的		
		・問合せ先		
		・WebサイトのURL及びQRコード等		
		Webサイト等で以下の事項を公表した		第5章 2 (2)イ
		・顔識別機能付きカメラシステムを導入する必要性	望ましい対応	
		・顔識別機能付きカメラシステムの仕組み		
		・個人情報の利用目的	§21 I、§32 I ②	第5章 2 (2)イ
		・運用基準（登録基準、登録される情報の取得元、誤登録防止措置、保存期間等）	望ましい対応	第5章 3
		・他の事業者への提供（委託、共同利用等）	§27 V ③	第5章 5 (4)
		・安全管理措置	§32 I ④、令§10①	第5章 4、6 (2)
		・開示等の請求に応じる手続	§32 I ③	第5章 6 (2)
	・問合せ先（苦情申出先）（個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）	§32 I ①、④、令§10②	第5章 6 (2)	
	・認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先	§32 I ④、令§10③	第5章 6 (2)	
システム導入後	運用基準			
		登録情報及び登録基準の検証を行った。		
		・保存期間満了、登録要件の喪失、誤登録した登録情報の確認・消去	§18 I、§22参照	第5章 3 (4)ウ
		・利用目的との関係で本来登録する必要がない者を登録したことの原因が登録基準にないかの検討		第5章 3 (1)
		保存期間が満了したもの及び登録要件を喪失した登録情報並びに誤登録された情報の消去	§22（努力義務）	第5章 3 (4)ア、イ
	内部監査等により運用基準に従って適切な運用が行われているかの検証	望ましい対応	第6章 5	

<個人情報保護委員会ホームページトップ>



<法令・ガイドライン等>



<報告書URL>

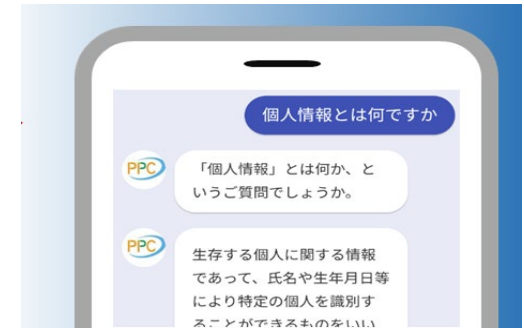
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kaoshikibetsu_camera_system.pdf

個人情報保護委員会へのご相談

●PPC質問チャット

個人情報保護法等に関する皆様からの質問に対して 24 時間回答できるチャットボットサービス

<https://2020chat.ppc.go.jp/>



●個人情報保護法相談ダイヤル

個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問にお答えしたり、個人情報の取扱いに関する苦情の申出についてのあっせんを行うための相談ダイヤル

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/pipldial/>

電話番号 : **03-6457-9849**

受付時間 9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）

●PPCビジネスサポートデスク（要予約）

事業者における個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての啓発の一環として、新技術を用いた新たなビジネスモデル等における個人情報保護法上の留意事項等に関する相談

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/business_support/

電話番号 : **03-6457-9771**

受付時間 9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）

